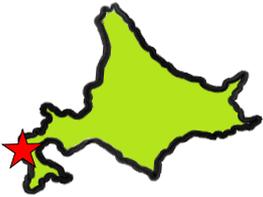


北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.84

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者 (一社) 北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210



68 番目の地域ネットワーク、乙部町で誕生

前号速報でお伝えした通り、平成 30 年 2 月 25 日、檜山管内、乙部町で道内 68 番目の消費者被害防止ネットワーク(ネットワーク名:乙部町消費者被害防止ネットワーク)が設立されました。



当日はネットワーク設立会議に合わせて「消費者被害防止セミナー」を開催。91 名が参加し、町長の挨拶後、「悪質商法から身を守るために」と題した講演、「乙部町での消費生活関連事例と対処方法」をテーマにパネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、警察署、郵便局、北海道消費者協会がパネラーとして登壇、架空請求をはじめ、町で起きている事例を紹介しながら、対処方法について参加者と一緒に考えました。

セミナー終了後、乙部町消費者被害防止ネットワーク設立会議が開催されました。構成員は自治会町内会連合会、防犯協会、民生委員協議会、社会福祉協議会、商工会、町内金融機関、警察署、地域包括支援センター、町役場関係部署の計 16 機関、団体です。

本ネットワークは規約により消費者安全法に基づく消費

者安全確保地域協議会に位置づけられました。また、江差警察署からは「特殊詐欺に係る訓練の実施」について提案がありました。最近ハガキによる架空請求が増加し、支払方法として、コンビニ収納代行業を悪用した手口がみられることから、この事例を想定し、ネットワークを活用した訓練が行われます。

乙部町では「訪問販売お断りステッカー」を全戸配布もしています。今後の消費者被害防止のための取組が期待されます。

平成 29 年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議

去る 2 月 19 日(月)、構成員 21 機関・団体、オブザーバー 1 機関が出席し「平成 29 年度北海道消費者被害防止ネットワーク」定例会議を開催しました。

当日は、当センター、北海道警察本部及び北海道消費者安全課より、最近の消費生活相談の受付状況や、特殊詐欺の認知状況などを報告、その後、構成員より取組状況や課題などを報告し情報を共有しました。

協議事項では、一人住まいの高齢者や認知症が疑われるなど、判断能力が十分ではない消費者に対してケアできる被害防止対策について幹事より提案、今後各地域における啓発活動の参考として情報提供することとしました。被害防止対策の取組例として 2~4 ページに 6 つ掲載していますので、ぜひネットワーク等における取組につなげていただきたいと思います。なお、取組①で紹介している電話機に貼る「手形 POP」は、地域におけるネットワーク活動の支援や市町村における啓発活動の一助としていただくため

無償配布いたします(数に限りがございます)。配布については事務局より別途ご案内いたします。



高齢者等の消費者被害防止の取組 ①

【注意喚起ポップアップ等設定（貼付）】

- 電話の受話器をとった際に、注意喚起のポップが出てくるよう設定
⇒ 地元の消費生活相談窓口電話番号等を目線の位置に貼付



困ったときは、一人で悩まず相談を！
消費者ホットライン ☎188
(泣き寝入りはいやや！)



被害防止のための取組の参考としてお役立てください！

高齢者等の消費者被害防止の取組 ②

【家族同意・連絡カードの作成】

- 契約を結ぶ時に使用する「筆記具」「印鑑」を保管グッズに収納
そのグッズに、家族の同意や連絡カードを貼付

保管グッズ（チャック式透明ケース、簡易金庫など）



高齢者等の消費者被害防止の取組 ③

【留守番電話等の設定】

➤ 取組内容

- ①留守番機能の設定や使用法の説明。
- ②留守録メッセージに「この電話は、特殊詐欺防止のため録音をさせていただきます。」などの音声を入力。
- ③迷惑電話自動着信拒否装置を紹介。



- 留守番電話設定なので、先方が名乗ってから電話にしましょう。
- メッセージが流れてから電話にしましょう。

特殊詐欺防止のため録音させていただきます。



被害防止のための取組の参考としてお役立てください！

高齢者等の消費者被害防止の取組 ④

【事業者自主規制に準ずる文案の掲出】

- 事業者における自主規制内容を参考に、訪問した事業者に勧誘に関する注意を促す文案を掲出。



〈私たちの心得〉

- ☑65才以上の方々との契約は、ご家族の同意を求めます。
- ☑契約内容や、クーリングオフ制度など丁寧に説明します。
- ☑.....

そうだった！
(反省・・・)



高齢者等の消費者被害防止の取組 ⑤

【啓発グッズの備え置き】

- ▶ 「地域消費者被害防止ネットワーク（消費生活センター，包括支援センター等）に電話してね」卓上のぼりや印籠，ゆるキャラグッズの備え置き

【消費生活センター等】

★☆☆さんの契約は、ご家族の同意が必要です。
直ちに、契約はできません。

ハラグロ興業です。
★☆☆さんからどちらに電話するよう指定されました。

【事業者】

- ▶ 「〇〇地域消費者被害防止ネットワーク登録世帯」看板の掲出

こちらのお宅は「〇〇地域消費者被害防止ネットワーク」に登録されています。
問合せ先 電話 0■×△・・・・・・
(事務局：市町村 部 課)

強引な契約はできないな・・・

被害防止のための取組の参考としてお役立てください！

高齢者等の消費者被害防止の取組 ⑥

《契約チェックリスト等の作成・配付》

- ▶ 必要な契約なのか、契約に問題はなかったのか等の確認を行う
チェックリスト、警鐘文案を作成・配付。

【チェックリスト】

契約の前にチェック・チェック
■ 契約した金額は、今の収入で支払うことができますか はい・いいえ
■ 本当に必要な物ですか はい・いいえ
■ 本当に必要な数量ですか はい・いいえ
■ これまで同じような契約をしたことはない はい・いいえ

【啓蒙文案】

こんなことが近所で、身の回りで起きたら“188”

- ★訪問販売「お断りステッカー」を貼っているのに、見知らぬ人がきて、布団や貴金属を買わされた。
- ★見積書は「〇〇一式」で合計金額のみ、契約書面もない。
- ★断ったのに言葉巧みに買わされた。帰ってほしいと伝えただけで居座られ仕方なく契約した。 などなど